

**2025 年度青年研修「地元資源を活用した産業振興（観光振興）A」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下、「JICA 東北」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

青年研修事業は、開発途上国の将来を担う青年層（20 歳～35 歳程度）を日本に招き、それぞれの国における開発課題（行政、教育、農業、社会福祉、経済、保健医療、環境及び情報通信など多岐にわたる専門分野）について日本の経験、技術の基礎的理解を付与する研修を行い、将来の国づくりを担う人材の育成に協力する事業です。

研修の実施においては、JICA が先方政府との調整等全体管理を行いますが、日本国内における実際の研修プログラムの実施・運営は、上記の専門分野において専門的な機関とのネットワークや地域の特色を活かして研修成果を着実に得ることができる団体が、JICA との業務委託契約を締結することにより実施しています。研修プログラムは、各地域の特性、専門性を活かした講義や視察、実習のほか、同じ専門分野に携わる同世代の日本人関係者との意見交換会などから構成されます。委託契約による研修プログラムの期間は標準 14 日間程度です。

本業務では、開発途上国から研修員として日本に招いた観光振興分野の開発の中核を担う人材に対し、日本の観光振興分野における制度や実施体制を中心とした基本的な知識を提供するとともに、現場視察、関係者との意見交換等を通じ、当該分野に係る日本の経験または社会の背景を学ばせるために研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、過去に本分野における研修を実施した知見を持つ特定者を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、研修実施予定地である会津若松市の国際交流事業および海外からの観光視察団の受入れを担ってきた団体です。昨年まで約 20 年にわたり同市において本研修受入事業を実施してきた知見と経験を持っています。そのため、同市における研修企画と実施に係る包括的な知見と人的ネットワークを有し、本研修プログラムを企画・運営することが可能であり、多様な講師を招へいし、本研修業務を適切に実施することができる機関であり、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- （1）業務名：2025 年度青年研修「地元資源を活用した産業振興（観光振興）A」に係る研修委託契約（以下「案件」とする）

- (2) 案件概要：別紙2「研修委託契約業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（予定）：2025年7月16日～2025年8月2日
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年6月16日～2025年9月2日
※契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。
- (5) 実施形態：本邦研修プログラム

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。等級は問わない。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、

又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者

- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

1) 技術力に関する要件

本研修実施に十分な技術力を有すること。(A4 サイズ、1～2 枚程度の本コース実施プログラム案を添付のこと)

2) 業務執行体制に関する要件

ア. 業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

イ. 過去海外或いは国内の別なく、当該分野における人材育成或いは研修事業の実績を有し、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025 年 3 月 31 日 (月) 午後 4 時まで
	提出場所	JICA 東北 総務課
	提出書類	参加意思確認書 (別添)、同確認書で提出を求められている資料等
	提出方法	電子メール
(2) 審査結果 の通知	通知予定日	2025 年 4 月 1 日 (火)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東北 総務課
	請求方法	電子メール
	請求締切日	2025 年 4 月 3 日 (木)
	回答予定日	2025 年 4 月 7 日 (月)
	回答方法	電子メール

【メール送信の際の留意点】

- ・ 送付メールの容量は 3 MB 以下として下さい。
- ・ 送信するデータの容量が大きい場合は、JICA 東北にお問い合わせください。大容量受け渡しサイト (GIGA POD) の URL とログインするための ID、パスワードを連絡します。なお、同サイトに提出すべき書類を格納した後は、必ず JICA 東北担当者にメールにて一報下さい。
- ・ 上記大容量受け渡しサイトが使用できない場合も、JICA 東北にご相談下さい。書留による郵送を受け付けます (指定期日までの必着)。
- ・ JICA 東北では、受信内容を確認のうえ 24 時間以内に (土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の 17 時までに) 受信確認メールを送付しますが、万一連絡が無い場合は、速やかに JICA 東北へお問い合わせ下さい。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受け付けませんので、早期の提出を推奨します。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3 (3) を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。
- (12) 各書類について、電子メールでの提出も認めます。メール提出の場合は、下記のメールアドレスへ提出期限最終日午後4時まで必着で送信して下さい。メールタイトルは「【XXX (各書類名) の提出 (社名●●)】
2025 年度青年研修「地元資源を活用した産業振興（観光振興）A」として下さい。

■宛先電子メールアドレス：thictad@jica.go.jp

◆研修委託契約ガイドライン、契約書雛形、様式

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

◇研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱いについて

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_01.pdf

◇別添 押印を省略する場合の様式例

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/contract_document_02.pdf

※) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので 1 回

あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDF データを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意ください。

以 上